

赤塚税務会計事務所通信

予定申告・中間申告

～法人税・消費税の中間申告の仕組み～

法人税・消費税には、確定申告の他に前年度の年税額によって予定申告や中間申告といった制度が設けられています。どういった場合に予定申告・中間申告の対象となるのか、税額はどのように計算されるのかをご説明いたします。

法人税の予定申告

まず、法人税の(広義の)中間申告には2種類あります。前事業年度の実績によって税額を計算する方法を予定申告といい、当期の6か月間の実績により仮決算を行い税額を計算する方法を(狭義の)中間申告といいます。

予定申告により税額を計算するのか、中間申告(仮決算)により税額を計算するのかは法人の任意選択となります。

予定申告の方法による場合の税額は、

前事業年度の確定法人税額÷前事業年度の月数
×中間期間の月数
で計算されます。

前事業年度の月数が12か月、前事業年度の法人税額が60万円、中間申告期間が6か月の場合の予定申告税額は、

$60 \text{ 万円} \div 12 \text{ か月} \times 6 \text{ か月} = 30 \text{ 万円}$
となります。

予定申告は全ての法人に申告・納付義務があるわけではありません。前事業年度の実績により求め

た予定申告税額が10万円以下の場合には、予定申告書の提出・納付義務はありません。

法人税の中間申告(仮決算)

仮決算による中間申告とは、予定申告期間(通常は6か月間)の決算書を作成し、仮決算によって求めた利益をもとに中間申告税額を計算するものです。

前事業年度は業績が良かったが、当期の業績が落ち込んでおり、予定申告によって税額を計算するより、仮決算によって税額を計算したほうが税額が少額になる場合になどに資金繰りを考慮して選択する場合があります。

みなし申告

中間申告書を提出すべき法人が、申告期限までに申告書を提出しなかった場合には、予定申告の方法により申告書の提出があったものとみなされます。

裏面に続きます～

消費税の中間申告

消費税の中間申告についても、前事業年度の実績により税額を計算する方法と仮決算によって税額を計算する方法があります。

法人税の中間申告は1回(通常は6か月分)であったのに対し、消費税については、前事業年度の税額によって、中間申告の回数が異なります。

- ① 前事業年度の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円以下の場合
→中間申告は不要です。
- ② 前事業年度の確定消費税額が48万円超400万円以下の場合
→6か月を中間申告期間とし、前事業年度の実績による場合には、前事業年度の消費税額×6/12を納税します。
- ③ 前事業年度の確定消費税額が400万円超4,800万円以下の場合
→3か月ごとを中間申告期間とし、前事業年度の実績による場合には、前事業年度の消費税額×3/12を納税します。
- ④ 前事業年度の確定消費税額が4,800万円超の場合
→1か月ごとを中間申告期間とし、前事業年度の実績による場合には、前事業年度の消費税額×1/12を納税します。

みなし申告

消費税についても、法人税同様にみなし申告制度があり、提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、前事業年度の実績による方法で申告書の提出があったものとみなされます。

消費税の課税期間の特例

消費税には、予定申告・中間申告とは別に、課税期間を3か月ごと、又は1か月ごとに短縮することができる制度が設けられています。

これは、輸出業などで継続的に消費税の還付が生じ、資金繰りを考慮して、早めに消費税の還付を受けたい場合などに利用される制度です。

まとめ

予定申告・中間申告は、確定申告での納税額を平準化し、納税負担を分散させる意味合いもあります。その反面、前事業年度と大きく業績が変動している場合には、予定申告(前事業年度の実績による方法)が現状にそぐわない場合もあります。

このような場合には仮決算による中間申告を検討するなど、状況にあわせて選択しましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！